

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年6月22日

【会社名】 三重交通グループホールディングス株式会社

【英訳名】 Mie Kotsu Group Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小倉敏秀

【本店の所在の場所】 三重県津市中央1番1号

【電話番号】 (059)213-0351

【事務連絡者氏名】 経理グループ 経理担当部長 長井康明

【最寄りの連絡場所】 三重県津市中央1番1号

【電話番号】 (059)213-0351

【事務連絡者氏名】 経理グループ 経理担当部長 長井康明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金8円 総額791,977,112円

2 効力発生日

平成30年6月22日

第2号議案 取締役17名選任の件

岡本直之氏、小倉敏秀氏、雲井敬氏、中川伸也氏、柴田俊也氏、川村則之氏、藤井俊彰氏、竹谷賢一氏、高林学氏、松田健氏、大川智弘氏、安藤澄人氏、小林哲也氏、内田淳正氏、楠井嘉行氏、藤原茂久氏及び武藤隆行氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

安本幸泰氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額2億5,200万円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）、監査役の報酬額を年額5,760万円以内とするものであります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役を除きます。）に対し、第4号議案に係る報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額6,000万円以内の金銭報酬債権として支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	741,992	6,039	10	(注) 1	可決 93.17
第2号議案 取締役17名選任の件					
岡本 直之	740,132	7,658	10	(注) 2	可決 92.94
小倉 敏秀	740,479	7,311	10		可決 92.98
雲井 敬	740,419	7,371	10		可決 92.97
中川 伸也	740,458	7,332	10		可決 92.98
柴田 俊也	740,470	7,320	10		可決 92.98
川村 則之	740,397	7,393	10		可決 92.97
藤井 俊彰	740,478	7,312	10		可決 92.98
竹谷 賢一	740,480	7,310	10		可決 92.98
高林 学	740,470	7,320	10		可決 92.98
松田 健	740,459	7,331	10		可決 92.98
大川 智弘	740,457	7,333	10		可決 92.98
安藤 澄人	740,469	7,321	10		可決 92.98
小林 哲也	685,860	61,930	10		可決 86.12
内田 淳正	740,605	7,185	10		可決 93.00
楠井 嘉行	740,637	7,153	10		可決 93.00
藤原 茂久	740,469	7,321	10		可決 92.98
武藤 隆行	740,317	7,473	10	可決 92.96	
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
安本 幸泰	670,552	77,477	10		可決 84.20
第4号議案 取締役及び監査役の 報酬額改定の件	744,905	3,125	10	(注) 1	可決 93.54
第5号議案 取締役に対する譲渡 制限付株式の付与の ための報酬決定の件	744,863	3,167	10	(注) 1	可決 93.53

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。